

事 務 連 絡
平成20年2月28日

各関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認申請支援センターの積極的な活用について

貴職におかれましては、日頃より、建築行政の推進にご尽力いただいておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、改正建築基準法の円滑な施行に向けた取組の一つとして、昨年12月以降、構造設計者に対し、建築構造基準の見直しへの対応、新しい申請図書の作成方法等を面談方式等で直接アドバイスする建築確認申請支援センター（以下「サポートセンター」という。）が、(社)日本建築構造技術者協会 (<http://www.jsca.or.jp/>)、(社)日本建築士事務所協会連合会 (<http://www.njr.or.jp/>) 等の関係団体の協力のもと、別添1及び別添2のとおり、各都道府県に設置されているところであります。

また、構造設計者をはじめとする関係者に対し、サポートセンターについて十分に周知するとともに、建築主事、指定確認検査機関、構造計算適合性判定の実施機関である都道府県知事及び指定構造計算適合性判定機関とサポートセンターが密接に連携を図り、その積極的な活用が図られるよう各都道府県建築主務部長あて依頼したところであります。(別添3)

つきましては、貴職におかれましても、会員及び傘下団体等に対し、サポートセンターについて十分に周知していただきますとともに、必要に応じて関係の構造設計者に対しその活用を勧奨するようあわせて周知していただきますよう、お願い申し上げます。